

# 法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第1回） 議事要旨

## 1 日時

令和3年10月26日 午後5時～午後6時頃まで

## 2 協議会の方法

Web会議方式

## 3 議事要旨

### (1) 本協議会の進め方等について

①議事は非公開とすること、②非頭名の簡潔な議事要旨を作成し、法務省のHPで公表すること、③会議資料は、構成員と相談の上、公表の適否を判断することが確認された。また、資料1のとおり、協議会の設置趣旨が確認された。

### (2) 本協議会で議論すべき論点について

まず、日弁連の構成員から、被害者を支援する弁護士の費用の援助についても国費で行うべきとの意見が示されたほか、資料4、5に基づき、本協議会で議論すべき論点について説明があった。提示された論点は、主に6つ。

次に、構成員間で、議論すべき論点等について意見交換が行われた。

日弁連の構成員から、現在の日弁連の犯罪被害者法律援助事業においては、「対象事件」・「犯罪被害者」該当性、支援の必要性や相当性については、犯罪被害者支援の経験や理解のある個々弁護士が要件該当性を確認して申込みを行っているなどの説明があった。

そこで、次回以降検討すべき論点として、①支援対象とする「犯罪」は何か、その根拠やニーズに関するデータはあるか、犯罪をどのように認定し、その認定の妥当性をどのように担保するか、②「被害者」であることを誰がどのような方法で認定するか、その認定の妥当性をどのように担保するか、どの範囲の遺族・親族を含めるのか、③支援対象とすべき時間的限界（始期及び終期）はどこかといった3点が提示された。